

福岡県公報

令和4年6月3日
第303号

目次

告示(第628号-第633号)

○農用地土壌汚染対策地域の区域の変更	(食の安全・地産地消課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4

公告

○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	4
○落札者等の公示	(教育庁財務課)	4
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	5
○一般競争入札の実施	(情報政策課)	6
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	10
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	11
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	11
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	11
○意見募集の結果の公示	(がん感染症疾病対策課)	12
○落札者等の公示	(県民情報広報課)	12
○指定介護療養型医療施設の辞退	(介護保険課)	13

○意見募集の結果の公示 (医療指導課)13

公安委員会

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課)13
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課)14
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催(警察本部生活保安課)14
- クロスボウの取扱いに関する講習会(初心者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課)15

内水面漁場管理委員会

○令和4年度魚種別増殖目標数量 (漁業管理課)16

告示

福岡県告示第628号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)第4条第1項の規定に基づき、平成26年4月30日に指定した農用地土壌汚染対策地域を解除したので、同条第2項において準用する同法第3条第4項の規定により公告する。

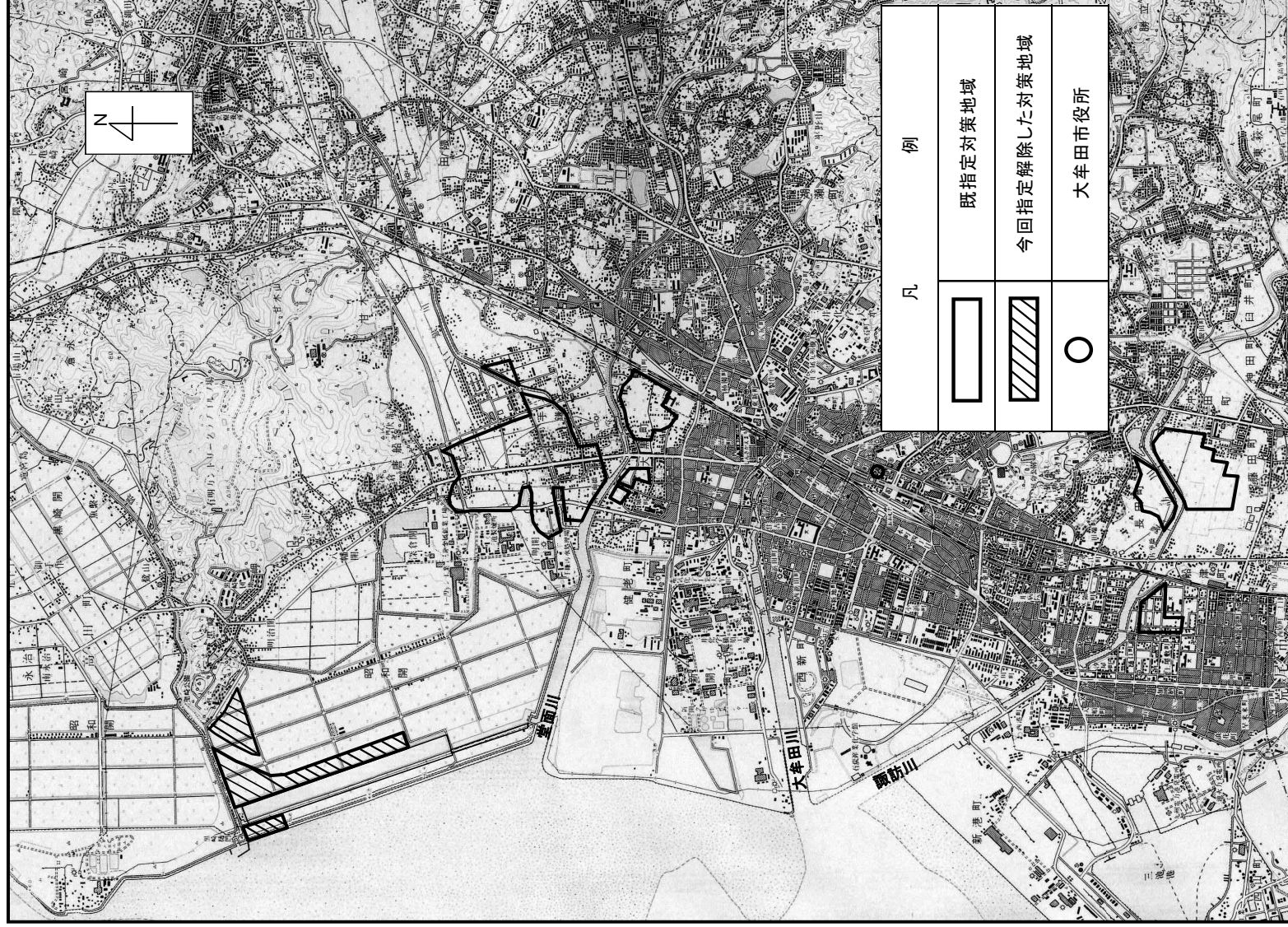
なお、指定解除地域の図面、面積及び地番は省略し、その関係書類は福岡県農林水産部食の安全・地産地消課、福岡県筑後農林事務所及び大牟田市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年6月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 対策地域の指定を解除した年月日 令和4年5月19日
- 2 指定を解除した対策地域の区域
大牟田市昭和開のうち、大牟田市平面図中斜線で示された部分に該当する区域の水田

大牟田市平面図



福岡県告示第629号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年6月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和4年6月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	500号	朝倉郡東峰村大字小石原1507番1先から朝倉郡東峰村大字小石原1509番1先まで

福岡県告示第630号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和4年6月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 解除に係る保安林の所在場所
糟屋郡宇美町大字宇美字大久保10の96
- 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 解除の理由
指定理由の消滅

福岡県告示第631号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準

用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和4年6月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所
京都郡みやこ町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第632号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年6月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
八女市矢部村北矢部字松ノ平7287の2から7287の5まで
- 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字松ノ平7287の2から7287の5まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第633号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和4年6月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所

八女市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和4年6月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
直方市	平成30年度から令和元年度まで	地籍図及び地籍簿	大字植木の一部	令和4年5月20日
行橋市	令和2年度から令和3年度まで	地籍図及び地籍簿	行事八丁目	令和4年5月20日
赤村	令和2年度から令和3年度まで	地籍図及び地籍簿	大字赤の一部	令和4年5月20日
上毛町	平成26年度から平成27年度まで	地籍図及び地籍簿	大字吉岡、大ノ瀬、八ツ並、成恒、安雲の各一部	令和4年5月20日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和4年6月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約に係る特定役務の名称

人事給与システム運用保守業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県教育庁教育総務部財務課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日
令和4年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名
T I S株式会社九州支社

(2) 住所
福岡市博多区博多駅東二丁目5番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
40,700,000円

6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第13条1(b)(iii)及び(c)(i)に該当

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和4年6月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類
福岡県共用パソコンウイルス対策システムの賃貸借等に係る契約

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個

人にとっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

ク 法人にとっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にとっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）

コ 営業概要表（様式第5号）

サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にとっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）

テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)
申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和4年6月28日（火曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年6月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約事項の名称
福岡県共用パソコンウイルス対策システムの賃貸借等
- (2) 契約内容及び仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和 9 年 8 月 31 日まで

(4) 賃貸借期間

令和 4 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日まで

(5) 納入期限

令和 4 年 8 月 31 日

(6) 履行場所

入札説明書及び仕様書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和 4 年 4 月福岡県告示第 371 号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所及び入手方法並びに申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電話番号 092-643-3092

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和 4 年 7 月 20 日（水）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- (2) 2 の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
05	02	機械器具（電気通信機器）	A A
13	08	サービス業種その他（リース・レンタル）	A A
13	11	サービス業種その他（その他）	A A

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）。

(4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 14 年 2 月 22 日 13 管達第 66 号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県企画・地域振興部情報政策課情報基盤係（県庁行政棟 6 階）

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電話番号 092-643-3194

6 契約条項を示す場所

5 の部局とする。

7 契約書作成の要否

要

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札説明書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

この公告の日から令和 4 年 7 月 7 日（木）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第 23 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

(2) 交付場所

5 の部局とする。

10 入札参加申請書の提出

入札に参加しようとする者は、以下の方法により、「競争入札参加申請書」を提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和4年7月7日（木） 午後5時00分

(2) 提出部局

5の部局とする。

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着）

(4) その他

ア 入札参加申請をしない者は、本件入札に参加することはできない。

イ 本件入札において提出された資料等は返却しない。

ウ 入札参加申請後入札参加を辞退する場合は「入札辞退届」を5の部局に提出すること。

11 仕様申立書の提出及び承認

納入しようとする物品が、「福岡県共用パソコンウイルス対策システムの賃貸借等に係る調達仕様書」に示した仕様を満たす物品であることの証明として、「仕様申立書」を以下のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和4年7月7日（木） 午後5時00分

(2) 提出部局

5の部局とする。

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

(4) その他

ア 提出した仕様申立書について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

イ 令和4年7月14日（木）までに5の部局の承認を得られない場合には、入札に

参加できないものとする。

12 入札書

(1) 提出期限

令和4年7月19日（火）午後5時00分

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

入札に参加する者は、入札書を持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着）により、次のとおり提出しなければならない。電子メール、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。また、県の休日には受領しない。

ア 持参により提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「7月20日開封<福岡県共用パソコンウイルス対策システムの賃貸借等>に係る入札書在中」と朱書きすること。

イ 郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「7月20日開封<福岡県共用パソコンウイルス対策システムの賃貸借等>に係る入札書在中」と朱書きすること。

(4) 注意事項

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

イ 入札書の記名・押印は、本県に登録している代表者本人（以下「入札者」という。）の名前を記載し、入札者の印鑑を押印すること。

なお、入札手続を入札者以外の者が行う場合は、委任状を提出し、入札書の記名・押印は当該委任状により委任された代理人（以下「代理人」という。）の名前を記載し、代理人の印鑑（私印）を押印すること。

ウ 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をす

ることができない。

エ 入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

オ 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止する場合がある。

13 開札

(1) 日時

令和 4 年 7 月 20 日（水）午前 10 時 00 分

(2) 場所

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県庁行政棟 9 階 企画・地域振興部会議室

(3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人の立ち会いの下に行う。この場合、入札者又はその代理人は名刺を持参すること。なお、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(4) 落札者がいない場合

開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 8 第 4 項の規定により、別に定める日時に再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつて、その全ての同意が得られればその場で再度入札を行う。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望金額の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の 100 分の 5 以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人

等を含む。）との同種・同規模の契約（契約希望金額の 2 割超に相当する金額）を履行（2 件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約（契約金額の 2 割超に相当する金額）を履行（2 件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

15 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、13(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が 2 以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が 14(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

16 落札者の決定

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

17 予定価格の事前公表

無

18 その他

(1) 落札者決定後、契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を契約締結時まで提出すること。なお、契約書作成に要する一切の費用は落札者の負担とする。

(2) 落札者が課税事業者である場合は、契約書に契約金額に併せて取引に係る消費税及び地方消費税の額を明示する必要があるため、契約締結時まで課税（免税）事業者届出書を提出すること。

(3) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページに掲載している。

(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)

(4) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(5) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(6) その他、詳細は入札説明書による。

19 Summary

(1) The name of contract matter

Leasing a computer virus protection system

The details are described by the manual of this tender.

(2) Time Limit of Tender

5 : 00 P.M. on July 19, 2022

(3) Contact Point for the Notice

Information Policy Division, Policy Planning and Regional Development
Department, Fukuoka Prefectural Office 7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka
City, 812-8577, Japan.

TEL 092-643-3194

FAX 092-643-3121

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

令和 4 年 6 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更しようとする都市計画の種類

北野大刀洗都市計画道路 3・4・32-4 号大堰駅前線

北野大刀洗都市計画道路 3・4・32-5 号 陣ノ内富多線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

令和 4 年 6 月 27 日 午後 7 時 00 分から

(2) 場所

大刀洗町役場 3 階 大会議室（三井郡大刀洗町大字富多819番地）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 北野大刀洗都市計画道路の変更の案の概要

路 線 名	位 置	区域（延長）
3・4・32-4 号大堰駅前線	（廃止する）	
3・4・32-5 号 陣ノ内富多線	（廃止する）	

(2) 閲覧

令和 4 年 6 月 6 日から同年 6 月 20 日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び大刀洗町役場建設課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を令和4年6月20日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年6月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 フレスポくぼてんタウン

(2) 所在地 豊前市大字吉木994-1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年6月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ハローデイ志免店・サンドラッグ志免店

(2) 所在地 糟屋郡志免町志免四丁目1297番1外11筆

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
特になし

公告

城井郷土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和4年6月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
鶴田 起美	築上郡築上町大字赤幡344番地14
上畑 雅義	豊前市大字八屋1795番地8

神崎 勝久	築上郡築上町大字寒田1250番地 4
越崎 敏和	築上郡築上町大字寒田1647番地
神崎 久生	築上郡築上町大字寒田746番地
垣内 利一	築上郡築上町大字寒田789番地
塚本 利勝	築上郡築上町大字櫛原557番地 1
中山 芳之	築上郡築上町大字櫛原632番地
小野 治喜	築上郡築上町大字本庄1521番地
大野 洋一	築上郡築上町大字本庄1782番地 2

2 退任監事

氏 名	住 所
鶴田 光明	京都郡苅田町小波瀬一丁目14番地14
中嶋 重利	築上郡築上町大字下別府1597番地 1
白川 義雄	築上郡築上町大字本庄1839番地

3 就任理事

氏 名	住 所
鶴田 起美	築上郡築上町大字赤幡344番地14
上畑 雅義	豊前市大字八屋1795番地 8
神崎 勝久	築上郡築上町大字寒田1250番地 4
越崎 敏和	築上郡築上町大字寒田1647番地
越崎 保明	築上郡築上町大字寒田434番地
垣内 英徳	築上郡築上町大字寒田782番地 2
塚本 利勝	築上郡築上町大字櫛原557番地 1
中山 芳之	築上郡築上町大字櫛原632番地
小野 治喜	築上郡築上町大字本庄1521番地

大野 洋一	築上郡築上町大字本庄1782番地 2
-------	--------------------

4 就任監事

氏 名	住 所
尾崎 和美	築上郡築上町大字寒田1455番地 1
中嶋 重利	築上郡築上町大字下別府1597番地 1
白川 義雄	築上郡築上町大字本庄1839番地

公告

福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則案について、令和4年3月8日から令和4年4月7日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり令和4年6月3日に公布しました。

令和4年6月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

保健医療介護部がん感染症疾病対策課難病等助成係

電話：092-643-3267

メールアドレス：shippei@pref.fukuoka.lg.jp

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和4年6月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る特定役務の名称

各戸配布広報紙の製作及び配送業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

令和4年4月19日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

福博総合印刷株式会社

(2) 住所

福岡市博多区堅粕三丁目16番36号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

63,879,492円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公示日

令和4年3月8日

公告

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設から指定の辞退があったので、同法第115条第2号及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成24年厚生労働省令第10号）第2条の規定による改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）第140条の2の規定により、次のように公告する。

令和4年6月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称又は氏名	辞退年月日
介護療養型医療施設	4016119341	医療法人隆信会 遠賀いそべ病院 遠賀郡遠賀町大字浅木1211番地の3	医療法人隆信会	令和4年5月31日

公告

福岡県専門医研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則案について、令和4年1月28日から令和4年2月28日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和4年6月3日に公布しました。

令和4年6月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

保健医療介護部医療指導課医師・看護職員確保対策室医師確保班

電話：092-643-3330

メールアドレス：ishikango@pref.fukuoka.lg.jp

公安委員会

福岡県公安委員会告示第132号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和4年6月3日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和4年7月26日（火） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第133号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和4年6月3日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和4年7月8日（金） 午後1時30分～午後4時30分	福岡市中央区天神1丁目3番33号 中央警察署 会議室	中央警察署
令和4年7月20日（水） 午後1時30分～午後4時30分	筑紫野市上古賀1丁目1番1号 筑紫野警察署 会議室	筑紫野警察署
令和4年7月27日（水） 午後1時30分～午後4時30分	柳川市三橋町今古賀53番地1 柳川警察署 会議室	柳川警察署

2 講習の科目

- 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第134号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和4年6月3日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和4年8月4日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和4年8月4日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,700円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第135号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項の規定に基づ

くクロスボウの取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第19条の2第2項の規定により告示する。

令和4年6月3日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

- (1) 講習会の日時
令和4年7月27日(水) 午前10時から午後5時までの間
- (2) 講習会の場所
久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室
- (3) 受講対象者
福岡県内に住所を有する者
- (4) 受講可能人員
20名

2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	クロスボウの所持に関する法令 クロスボウの使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。

- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会告示第 1 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第171条第3項の規定に基づき、第5種共同漁業権の免許にかかる令和4年度魚種別増殖目標数量を次のとおり告示する。

なお、こいについては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止に万全を期すため、特例として増殖方法及び目標数量を掲げない。

令和4年6月3日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 中 園 正 彦

漁業権番号	漁業権者名	対象	増殖方法	目標数量
内 共 第 1 号	矢 部 川 漁業協同組合	あ ゆ	種 苗 放 流 移 植 放 流	70,000尾 100,000尾
		こ い	-	-
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム
		う なぎ	種 苗 放 流	3,000尾
		や まめ	種 苗 放 流	15,000尾
		おいかわ	種 苗 放 流 産卵床造成	700,000尾 10ヵ所
		う ぐい	産卵床造成	8ヵ所
		す っぼん	種 苗 放 流	500尾
		か に	種 苗 放 流	2,000尾
		え び	種 苗 放 流	10,000尾
		わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒（受精卵）
内 共 第 2 号	下 筑 後 川 漁業協同組合	こ い	-	-

筑 後 川 漁業協同組合	ふ な	種 苗 放 流	100キログラム	
	う なぎ	種 苗 放 流	6,000尾	
	おいかわ	種 苗 放 流	50,000尾	
	す っぼん	種 苗 放 流	500尾	
	か に	種 苗 放 流	5,000尾	
	え び	種 苗 放 流	50,000尾	
	あ ゆ	種 苗 放 流 人工ふ化放流	150,000尾 30,000,000粒（受精卵）	
	こ い	-	-	
	ふ な	種 苗 放 流	200キログラム	
	う なぎ	種 苗 放 流	3,000尾	
	おいかわ	産卵床造成	3ヵ所	
甘 木 漁業協同組合	か に	種 苗 放 流	3,000尾	
	え び	種 苗 放 流	5,000尾	
	あ ゆ	種 苗 放 流	20,000尾	
	こ い	-	-	
	う なぎ	種 苗 放 流	1,200尾	
	や まめ	種 苗 放 流	15,000尾	
	おいかわ	産卵床造成	2ヵ所	
	か に	種 苗 放 流	4,000尾	
	わかさぎ	人工ふ化放流	5,000,000粒（受精卵）	
	内 共 第 3 号	こ い	-	-
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム
う なぎ		種 苗 放 流	6,000尾	
か に		種 苗 放 流	3,000尾	

	漁業協同組合	え び	種 苗 放 流	20,000尾
内 共 第 5 号	八 木 山 川 漁 業 協 同 組 合	あ ゆ	種 苗 放 流	10,000尾
		こ い	-	-
		あ ゆ	種 苗 放 流	15,000尾
内 共 第 6 号	京 二 川 漁 業 協 同 組 合	こ い	-	-
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム
		う な ぎ	種 苗 放 流	1,200尾
		や ま め	種 苗 放 流	2,000尾
		お い か わ	産 卵 床 造 成	1カ所
		す っ ぽ ん	種 苗 放 流	200尾
		か に	種 苗 放 流	2,000尾
		わ か さ ぎ	人 工 ふ 化 放 流	3,000,000粒 (受精卵)
		あ ゆ	種 苗 放 流	10,000尾
内 共 第 7 号	京 二 川 漁 業 協 同 組 合	こ い	-	-
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム
		う な ぎ	種 苗 放 流	1,200尾
		や ま め	種 苗 放 流	2,000尾
		お い か わ	産 卵 床 造 成	1カ所
		す っ ぽ ん	種 苗 放 流	200尾
		か に	種 苗 放 流	2,000尾
		あ ゆ	種 苗 放 流	20,000尾
内 共 第 8 号	岩 岳 川 漁 業 協 同 組 合	こ い	-	-
		あ ま ご	種 苗 放 流	1,000尾
		お い か わ	産 卵 床 造 成	3カ所

内 共 第 9 号	犬 山 漁 業 協 同 組 合	こ い	-	-
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム
		お い か わ	産 卵 床 造 成	1カ所
		わ か さ ぎ	人 工 ふ 化 放 流	3,000,000粒 (受精卵)